

都道府県コード

01 北海道	10 群馬	19 山梨	28 兵庫	37 香川	46 鹿児島
02 青森	11 埼玉	20 長野	29 奈良	38 愛媛	47 沖縄
03 岩手	12 千葉	21 岐阜	30 和歌山	39 高知	99 不詳
04 宮城	13 東京	22 静岡	31 鳥取	40 福岡	
05 秋田	14 神奈川	23 愛知	32 島根	41 佐賀	
06 山形	15 新潟	24 三重	33 岡山	42 長崎	
07 福島	16 富山	25 滋賀	34 広島	43 熊本	
08 茨城	17 石川	26 京都	35 山口	44 大分	
09 栃木	18 福井	27 大阪	36 徳島	45 宮崎	

項目番号	項目名	別名	必須・推奨・オプションの別
100	診断時住所		●

診断時に居住していた住所の詳細（市区町村名から番地、マンション名部屋番号まで）

項目番号	項目名	別名	必須・推奨・オプションの別
110	当該腫瘍初診日		●

当該腫瘍の診断や治療のために、はじめて患者が当該施設を受診した日。

慢性疾患（高血圧症、糖尿病等）により定期的に当該機関を受診しており、何らかの理由で何らかの検査を行いがんの診断を受けた場合は、がんの診断がなされた検査を受けた日とする。

症例区分 1 から 3 もしくは、診断結果 新発生（確診）の場合で診断日 2 の記載が無い場合、生存率計算等の起算日となる。

項目番号	項目名	別名	必須・推奨・オプションの別
120	診断日 0	発端日・がんが最初に疑われた日	△

前医・当該施設を含め、医師によりはじめて該当がんの存在の可能性が臨床的に認識された日。（医師が、がんであることに疑いをもった最初の日）また、がん専門治療施設への紹介が検討されるきっかけとなった日。

項目番号	項目名	別名	必須・推奨・オプションの別
130	診断日 1	他施設診断日・診断根拠に基づく前医での診断日（ある場合）	●

前医において該当がん初回治療前の診断のため行った検査のうち“がん”と診断する根拠となったもの。診断根拠[項目 350]に従った分類（以下参照）で、最も番号の小さい検査を行った日（検体を採取した日）を診断日 1 とする。病理診断がなされた日や病理報告書が発行された日ではない。

1. 細胞学的検査が陽性
2. 細胞診が陽性
3. 顕微鏡的診断による確認
4. 採血検査（腫瘍マーカー）による結果が陽性
5. 肉眼所見による診断

6. 放射線画像診断
7. 臨床診断（確診）のみ

前医における当該腫瘍の診断が行われず、「がんの疑い」のみで当該施設に紹介された場合は、診断日 1 は“ない”とする。

（例）初回治療前に放射線画像診断、採血、組織学的検査の順に検査を行い、すべてが、がんの診断に役立った場合、組織学的検査のための検体を採取した日を診断日 1 とする。組織学的検査で“がん”的診断がつかず、放射線診断、採血（腫瘍マーカー）でがんの診断がなされた場合は、採血日をもって、診断日 1 とする。

140	診断日 2	当該施設診断日・診断根拠に基づく当該施設での診断日	
-----	-------	---------------------------	--

当該施設に該当がん初回治療前の診断のため行った検査のうち“がん”と診断する根拠となったもの。診断根拠[項目 350]に従った分類（以下参照）で、最も番号の小さい検査を行った日（検体を採取した日）を診断日 2 とする。病理診断がなされた日や病理報告書が発行された日ではない。

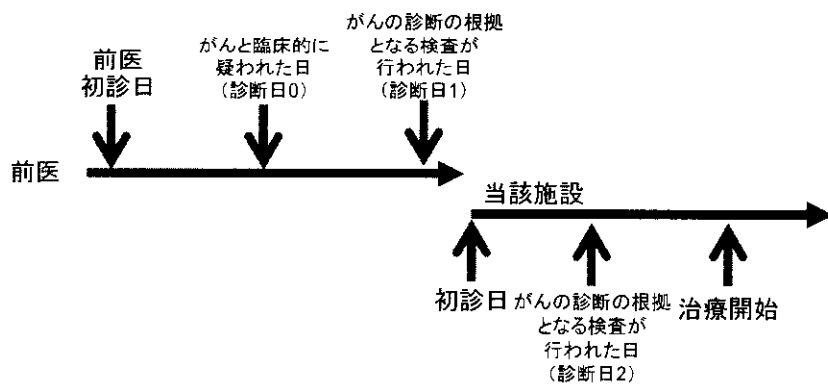
また、生前に存在が疑われていなかったがんが病理解剖によりがんがはじめて診断された場合は、死亡日を持って診断日とする。

1. 組織学的検査が陽性
2. 細胞診が陽性
3. 顕微鏡的診断による確認
4. 採血検査（腫瘍マーカー）による結果が陽性
5. 肉眼所見による診断
6. 放射線画像診断
7. 臨床診断（確診）のみ

前医においてすでに、初回治療開始にあたっての当該腫瘍の診断がなされている場合は、診断日 2 は“ない”とする。

【診断日の決定についての例】

1. 前医にて“がん”的診断の後、当該施設に紹介された場合

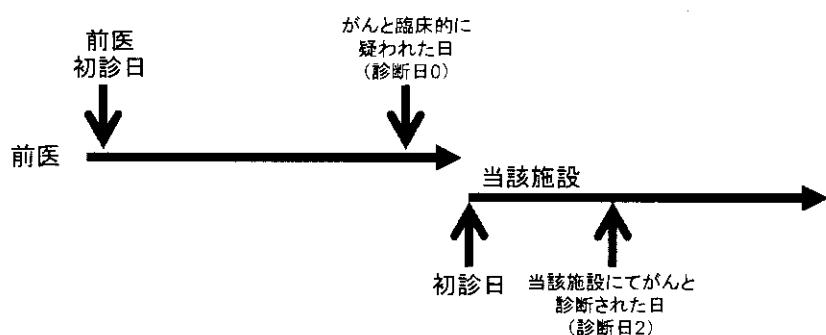


診断根拠となる検査の重み；

診断日1>診断日2：診断日1を採用。診断日2に該当する日付なし。

診断日1≤診断日2： 診断日2を採用。診断日1に該当する日付なし。

2. 前医にて“がん”を疑われ、当該施設に紹介された場合



診断日1に該当する日付なし

3. 当該施設で“がん”が疑われ、検査を受けがんと診断された場合

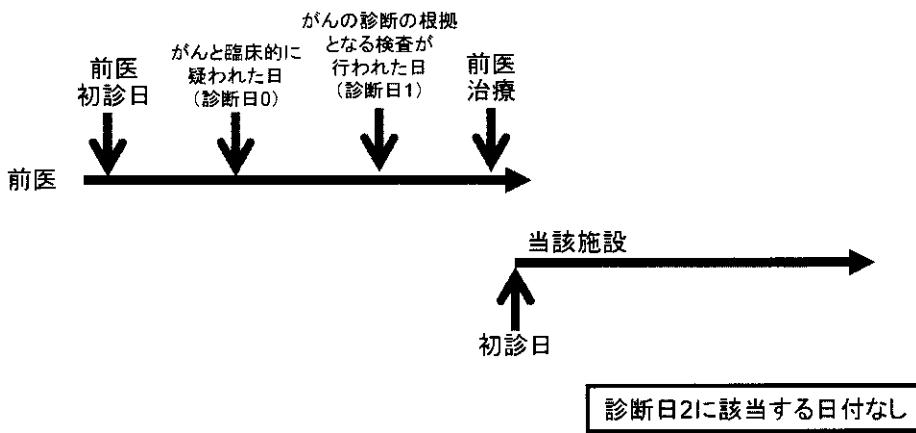


診断日1に該当する日付なし

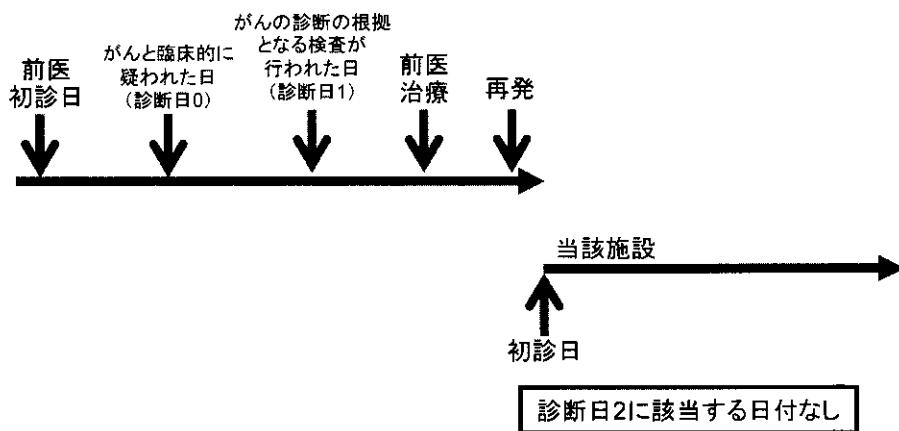
図 2-1 診断日0, 診断日1, 診断日2について

上記診断方法の番号が小さいほど診断の重みがあるとする。

4. 前医にて診断・治療の後(途中で)、当該施設に紹介された場合

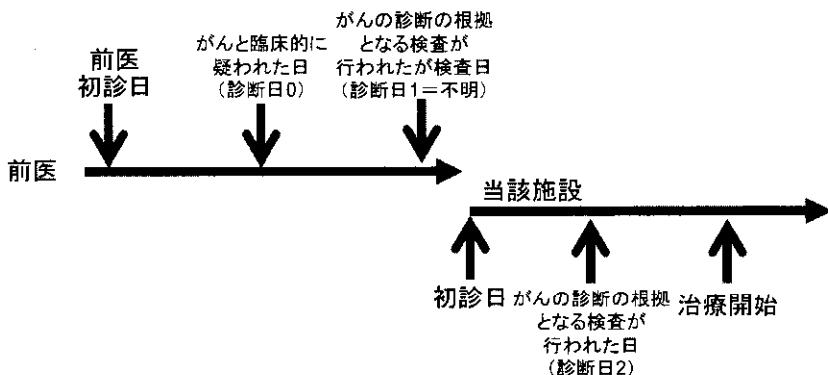


5. 前医にて診断・治療の後、再発にて当該施設に紹介された場合



6. 前医にて“がん”的診断の後、当該施設に紹介された場合

(しかし、前医での診断日が不明確な場合。さらには、前医での診断の根拠が不明確な場合)



診断根拠となる検査の重み:

診断日1(不明) > 診断日2: 診断日1、診断日2に該当する日付なし。(起算日は、初診日)

診断日1の検査日は不明で、診断の重みが診断日2のものより明らかに重い(診断根拠の番号が小さい)場合

診断日1(不明) ≤ 診断日2: 診断日2を採用。診断日1に該当する日付なし。

診断日1の検査日は不明で、診断の重みが診断日2のものより明らかに軽い(診断根拠の番号が大きい)もしくは診断根拠となるものが不明の場合

図 2-2 診断日0, 診断日1, 診断日2について

上記診断方法の番号が小さいほど診断の重みがあるとする。

【診断日 0、診断日 1、診断日 2 の例】

例 1)

2002 年 12 月 19 日、マンモグラフィーにより腫瘍を指摘

2003 年 1 月 7 日に切除生検を施行

2003 年 1 月 15 日に乳がん（乳頭腺管癌）の病理学診断

診断日 0：2002 年 12 月 19 日

診断日 1：なし

診断日 2：2003 年 1 月 7 日

例 2)

2002 年 12 月 19 日、主治医による前立腺触診。前立腺癌の疑い

2003 年 1 月 7 日、エコーガイド下の針生検

2003 年 1 月 15 日、前立腺癌の病理診断

診断日 0：2002 年 12 月 19 日

診断日 1：なし

診断日 2：2003 年 1 月 15 日

例 3)

2002 年 12 月 19 日、子宮内膜症の診断により子宮全摘および付属器摘出術

2003 年 11 月 7 日、腹痛を主訴に同病院を受診。腹水が貯留あり

2003 年 11 月 10 日、腹水検査を施行。腹水の細胞診で、卵巣がんの疑い

2003 年 11 月 12 日、前年に摘出された病理標本の再検討により、卵巣がんと思われる病巣を発見

診断日 0：2002 年 12 月 19 日

診断日 1：なし

診断日 2：2002 年 12 月 19 日

例 4)

2002 年 12 月 19 日、市の胃がん検診を受診

2003 年 1 月 30 日、要精密検査の通知を受け取り、精密検査のため当該病院を受診。

2003 年 2 月 11 日、上部消化管内視鏡を施行。胃小嚢後壁の IIc 胃癌の診断。生検施行

2003 年 2 月 18 日、胃癌（高分化型腺癌）の病理診断

診断日 0：2003 年 1 月 30 日

診断日 1：なし

診断日 2：2003 年 2 月 11 日

例 5)

2002 年 12 月 19 日、市の胃がん検診を受診

2003 年 1 月 30 日、要精密検査の通知を受け取り、近医（A クリニック）受診。

2003 年 2 月 11 日、同クリニックにおいて上部消化管内視鏡を施行、胃小嚢後壁 IIc 胃癌の指摘。
(病理標本なし)

2003 年 2 月 30 日、近医（A クリニック）より紹介され、当該施設を受診

2003 年 3 月 11 日、上部消化管内視鏡検査を施行。同部位の胃癌と診断、生検施行。

2003 年 3 月 18 日、胃癌（高分化型腺癌）の病理診断

診断日 0：2003 年 1 月 30 日

診断日 1：なし

診断日 2：2003 年 3 月 11 日

例 6)

2002 年 12 月 19 日、市の胃がん検診を受診

2003 年 1 月 30 日、要精密検査の通知を受け取り、近医（A クリニック）受診。

2003 年 2 月 11 日、同クリニックにおいて上部消化管内視鏡を施行、胃小嚢後壁 Borrmann3 型の胃癌
を指摘。その際、生検もを行い、胃癌の診断。

2003年 2月30日、近医（Aクリニック）より紹介され、当該施設を受診

2003年 3月11日、上部消化管造影とCT、エコーなどの検査を追加。

2003年 3月18日、手術施行。

診断日 0：2003年1月30日

診断日 1：2003年2月11日

診断日 2：なし（診断根拠の重みが“診断日 1 の診断根拠” > “診断日 2 の診断根拠” なため）

【生存率解析の起算日について】

「最終生存確認日、もしくは死亡日までの日数計算」に必要な起算日は、本来であれば「診断日 0」とすることが望ましいが、完全に把握することが現時点では難しいため、地域がん診療拠点病院の全国集計においては、診断日 2 をもって起算日とする。診断日 2 の記載がない場合、当該腫瘍初診日 [項目 110]をもってこれに当てる。初診日の記載がない場合は、入院日（初回治療）[項目 530]をもって起算日とする。

150	来院経路		●
-----	------	--	---

当該がんの診断・治療のため該当施設を受診した経路。がん患者がどのような経路により当該病院を受診したのかを把握できる。本項目の集計により、その施設におけるがん患者の来院経路の把握、周囲の医療機関との関連の把握が可能になる。

それまで当該がんの診断がなく、病理解剖によりがんがはじめて当該がんを診断された場合は、“6 剖検にて”を選択する。

（例）

状況 1) がん検診で2次検査が必要となり、まず他施設を受診し、その施設に置いてがんの診断がなされ、当該施設に紹介となった場合、紹介のうち“1. 他院より”を選択する。

状況 2) 自覚症状により他施設を受診し、がんの診断を受け、当該施設に紹介された場合、“1. 他院より”を選択する。

状況 3) 慢性疾患で受診中、当該腫瘍を発見された場合、“5 当該施設にて他疾患の経過観察中”を選択する。

来院経路のコード

0 自主 紹介 (1 他院より 2 がん検診 3 健康診断 4 人間ドック) 5 当該施設にて他疾患の経過観察中

6 剖検にて 8 その他 9 不明

※ がん検診、健康診断、人間ドックの区別

がんの早期発見・早期治療を目的とし、一連の定型的な検査を行う場合をがん検診とし、健康一般に関する審査（健康尺度の測定）を目的とし、一連の検査を行う場合を健康診断とする。個人を対象にして行われたより詳細な健康一般に関する審査は、人間ドックとする。

項目番号	項目名	登録基準	登録対象	登録方法
160	診断結果	診断区分		●

新発確認・疑診、治療開始後を区別する。

当該腫瘍の診断かつ/もしくは初回治療が当該施設において実施された新発確認患者と前医で当該腫瘍の治療を開始した後あるいはそれが完了した後に来院した患者とを区別するための項目。

がんであることが臨床上不確定のままとなった疑診患者は、院内がん登録の登録対象としないという考え方と、疑診として仮登録しておき、集計対象には含めないように区別しておく、という考え方とがありうる。施設によって方針を決定する。病理診断が無い場合でも、臨床像からがんであることが十分確かであると判断された場合は、確診とする。

診断結果のコード

1：新発生確認 2：疑診 3：治療開始後

項目番号	項目名	登録基準	登録対象	登録方法
170	診断時指示			●

診断結果に基づいて、主治医と患者とが治療方針について話しあった後に、主治医から当該腫瘍に対する治療方針として指示された内容。当該施設による治療（経過観察を含む）か、他院への紹介を区別する。また、診断時指示が確定する前に来院しなくなった患者は、来院中断として区別する。

診断時指示のコード

1：入院治療 2：外来治療 3：外来経過観察 4：他院へ紹介 9：来院中断

項目番号	項目名	登録基準	登録対象	登録方法
180	症例区分			●

院内がん登録の機能の一つは、病院の対がん医療活動の評価のための基礎資料を提供することである。その為には、病院のがん診療実態が他施設での実態と比較してどうであるかを比較する必要があるが、成績をまとめるに当たり、どのがん症例を含めるのかを識別しておかなくてはならない。この項目では、初回診断（登録施設での診断の有無）と初回治療（登録施設における初回治療の有無）の組み合わせにより患者を振り分けるための区分をコードする。

症例区分のコード

1：診断のみの症例

当該病院で当該腫瘍の診断がなされたが、初回治療または、“当該腫瘍を対象とした治療”をしないことなど、初回治療に関する治療方針に基づく治療ないし経過観察の全てが他の医療機関で行われた症例

2：診断ならびに初回治療に関する決定・施行がなされた症例

当該腫瘍の診断と初回治療に関する決定が行われ、その実施が開始された症例。“当該腫瘍を対象とした治療”をしないことの決定、実行も含む。

3：他施設で診断確定され、自施設で初回治療方針に関する決定・施行が行われた症例

他の医療機関でがんの診断が確定され、治療方針の決定・施行のために当該施設に来院し、当該腫瘍の初回治療に関する決定が一部でも行われ、その実施が開始された症例。“当該腫瘍を対象とした治療”をしないこ

との決定、実行も含む。

4：新発生初回治療開始後の継続治療の症例、もしくは、再発の症例

他の医療機関で診断と初回治療に関する決定がおこなわれ、その実行が開始された（もしくは終了した）症例。初回治療の継続、または、初回治療に引き続く治療/フォローのため、来院した症例。再発の症例も症例区分4に含める。

5：剖検による診断の症例

剖検によりはじめて当該腫瘍が診断された場合。なお、この場合は死亡日を診断日2とする。

6：登録開始日以前の症例

登録開始日以前に、当該病院で診断、かつ/または初回治療の全てもしくは一部を受けた症例

8：その他

いすれにも分類しがたい

例		現 在 的 に が ん の 疑 い 確 認 診	初回治療方針 の決定	初回治療実施	その後の フォロー	症例区分	備考	診 断 結 果	診 断 時 指 示
1	当該施設	■					当該施設でがんが疑われたものの、確定診断並びに初回治療方針の決定以後が他の施設でおこなれた症例	■	■
	他施設		■■■■■	■■■■■	■■■■■				
2	当該施設	■					確定診断以後、診断時指示が確定する前に来院しなかった場合	■	■
	他施設		■	■	■				
3	当該施設	■				1			
	他施設		■	■	■				
4	当該施設	■							
	他施設		■	■	■				
5	当該施設	■				2			
	他施設		■	■	■				
6	当該施設	■				2			
	他施設		■	■	■				
7	当該施設	■				2			
	他施設		■	■	■				
8	当該施設	■				2			
	他施設		■	■	■				
9	当該施設	■				3			
	他施設		■	■	■				
10	当該施設	■				3			
	他施設		■	■	■				
11	当該施設	■				3			
	他施設		■	■	■				
12	当該施設	■				4			
	他施設		■	■	■				
13	当該施設	■				4	がんに対する診断・初回治療のすべてが終了し来院した場合、初回治療に引き続き、フォローのため、もしくは		
	他施設		■	■	■				

† 診断日0
 † 診断日1
 † 診断日2

■ 当該施設初診日
 ■■■■■ 生存率計算対象症例

図3 診断日0、診断日1、診断日2と診断結果、診断時指示、症例区分の関係

例1)

前立腺がんの診断が当該施設でなされたが、その時点で、進行癌末期であり、がん組織に対する治療を施さなかつた場合・・・・症例区分2

例2)

前立腺がんの診断が当該施設でなされ、その後1年間、経過観察していたが、1年後、PSAの増加傾向を認めたため、がんに対する治療が開始された場合・・・・症例区分2

例 3)

前立腺がんの診断が当該施設でなされ、4ヶ月以内にがんに対する治療が開始された場合

・・・症例区分 2

例 4)

前立腺がんの診断が他施設でなされ、当該施設に紹介。その後 1 年間、経過観察としていたが、1 年後、PSA の増加傾向を認めたため、がんに対する治療が開始された場合・・・症例区分 3

例 5)

前立腺がんの診断が他施設でなされ、当該施設に紹介。紹介の後 4 ヶ月以内にがんに対する治療が開始された場合・・・症例区分 3

例 6)

前立腺がんの診断が他施設でなされ、診断時すでに進行癌であり、緩和療法の適応と他施設で判断、当該施設に紹介された場合・・・症例区分 3

例 7)

前立腺がんの診断が当該施設でなされ、診断時すでに進行癌であり、緩和療法の適応と判断され、他施設に紹介した場合・・・症例区分 2

※ 拠点病院集計への提出には、症例区分 1 から 3 に該当する患者の情報を提供する。現在上記区分により登録が行われていない院内がん登録の場合も、1 から 3 に該当する患者を抽出し、提出する。そのような院内がん登録では、段階的に上記区分での登録に移行するようとめる。

【がん治療、初回治療の定義】

院内がん登録でのがん治療とは、原発巣・転移巣のがん組織に対して行われた治療と、がん組織に対するものではなくても、がんによる症状の緩和・軽減のために行われた特異的な治療（吻合術などの外科手術、疼痛対策としての放射線療法など）の両者を指す。ある治療が、がん組織に対して何らかの影響（がん組織の増大傾向を止めたり、切除したり、消失させたりする行為）を及ぼすことを意図して行われた場合、たとえそれが、根治的ではない、もしくは期待する治療効果が得られなかったとしても、がん治療として定義する。

白血病以外の悪性腫瘍（がん）の初回治療の定義

1. カルテにがん治療計画が記載されている場合、その治療計画の完了までを初回治療とみなす。
2. カルテに記載がない場合でも施設における標準的ながん治療計画が存在する場合、その治療計画の完了までを初回治療とみなす。
3. カルテに治療計画に関する記載がない場合、もしくは、施設における標準的ながん治療計画が存在しない場合、がんの進展、期待した治療効果が得られなかつたと判断された（もしくは、治療効果がなく別の治療を開始した）時点までに行われた治療を初回治療となす。がんの進展、治療効果の有無等の記載がなく、検討している治療が診断（起算日）から 4 ヶ月以上経過して、開始された治療については、初回治療には含めない。
4. 患者がすべての治療を拒否している場合、もしくは、医師が治療しないことを選択している場合、初回治療はないと判断する。がんの大きさ・性状を考慮し、診断時に経過観察（watchful waiting）が選択され、経過観察期間中に、がんの増大傾向を認めたため治療が開始された場合、この治療についても初回治療に含めない（初回治療なしとする）。
5. がん組織に対して、直接何らかの効果を期待することを目的としない治療、例えば、がんによる消化管の閉塞による症状改善のための胃空腸吻合術などの外科手術などについても、今回の院内がん登録標準項目では、診断から 4 ヶ月以内に行われる場合は、初回治療に含める。